

# 社労士 **合格** レッスン

## — 追録情報 —

「社労士合格レッスン」シリーズをご利用頂きありがとうございます。

ここでは、社労士合格レッスンシリーズの内容について、法令の改正に伴う修正や訂正などの情報を掲載しております。

### ◆ 合格レッスン・基本書 ◆

#### ■ 平成 26 年 2 月 16 日 改正情報

記載内容について改正がありました。改正により修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

修正箇所	修正前	修正後
P 384 表 下から 1 段目 左から 1 列目	平成 25 年度	平成 25 年度 平成 26 年度
P 424 表 上から 1 段目 左から 2 列目	(平成 25 年度)	(平成 26 年度)

なお、修正後の P 384 表は、下記のとおりです。

	一般の事業	農林水産の事業 清酒製造の事業	建設の事業
原則	1000 分の <b>17.5</b>	1000 分の <b>19.5</b>	1000 分の <b>20.5</b>
失業等給付に係る 雇用保険率の 弾力的変更	1000 分の <b>13.5～21.5</b>	1000 分の <b>15.5～23.5</b>	1000 分の <b>16.5～24.5</b>
雇用安定事業等に係る 雇用保険率の 弾力的変更	1000 分の <b>13～21</b>	1000 分の <b>15～23</b>	1000 分の <b>16～24</b>
平成 25 年度 平成 26 年度	1000 分の <b>13.5</b>	1000 分の <b>15.5</b>	1000 分の <b>16.5</b>

修正箇所	修正前	修正後
P 713 下から 10 行目～9 行目 ※について	政令が公布され、 ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦これらの者以外の三親等内の親族の順とされています。	
P 774 保険料額	平成 26 年度の各月における保険料額は、 <b>15,250 円</b> とされています。	
P 836 上から 10 行目～11 行目 ※について	政令が公布され、 i) 配偶者、ii) 子、iii) 父母、iv) 孫、v) 祖父母、vi) 兄弟姉妹、vii) これらの者以外の三親等内の親族の順とされています。	
P 836 上から 12 行目の上に追加	<b>ポイント</b> ii) 子には、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である夫であった場合における被保険者又は被保険者であった者の子であってその者の死亡によって遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものが含まれます。	
P 979 下から 4 行目	平成 <u>24 年度、25 年度</u> は 100 分の <u>10.51</u> です。	平成 <u>26 年度、27 年度</u> は 100 分の <u>10.73</u> です。

#### ■ 平成 25 年 2 月 13 日 訂正情報

記載内容に訂正すべき箇所がありました。ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございません。訂正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

#### ◆ 合格レッスン・基本書 ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 124 (3) ① i) 上から 1 行目	修めて <u>卒業した者</u> で、	修めた <u>者</u> で、
P 302 下から 6 行目	法 20 条 <u>2 項</u>	法 20 条 <u>1 項</u>